

5福監第 168号
令和6年3月29日

福津市監査委員 灘谷 和徳
福津市監査委員 榎本 博

令和5年度 定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項による定例監査の結果について、同条第9項の規定に基づき別紙のとおり公表します。

令和5年度 定例監査結果報告書

監査の概要

福津市監査基準及び全国都市監査委員会が定める都市監査基準に準拠し、地方自治法第199条第4項の規定による定例監査を次のとおり実施した。

なお、全国都市監査委員会は、監査委員制度の円滑な運営と健全な発展を図ることを目的とした全国の市等の監査委員で構成される組織であり、監査委員が監査等を実施する際、その基本事項や監査の着眼点等をまとめた都市監査基準を定めている。

1 今年度の監査対象

- ◇ 総務部 総務課（選挙管理委員会）、人事秘書課、防災安全課、管財課
- ◇ 経営企画部 経営戦略課、財政調整課、情報化推進課
- ◇ 市民生活部 市民課、保険年金医療課、人権政策課、男女共同参画推進室、税務課、収納課
- ◇ 市民共働部 地域コミュニティ課、うみがめ課
- ◇ 経済産業部 農林水産課、観光振興課、商工振興課
- ◇ 農業委員会

2 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ正確に行われているか、また、市の経営に係る事務の管理が合理的かつ効率的に行われているかに主眼を置き、リスクに応じた着眼点等も視野に入れ監査を実施した。

なお、監査を実施する前に、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、重点的な監査項目を設定した。

- (1) 委託料などの経費の積算は、事前に十分な精査が行われているか。
- (2) 債権管理、債権回収は、関係法令等を遵守し適切に行われているか。
- (3) 随意契約は、地方自治法、市財務規則等関係法令を遵守し、適正に行われているか。
- (4) 補助金等は、補助金交付要綱等関係法令に基づき、適正に支出されているか。
- (5) 備品等の資産管理は、適切に行われているか。
- (6) 公印管理・使用は、適切に行われているか。
- (7) 各部の主要事業は、関係法令等に則り適切に執行されたか。またその事業効果は、当初の目標を達成しているか。
- (8) 庁舎内に事務所を置く任意団体は、適切に管理されているか。

3 監査の主な実施内容

関係書類及び関係帳簿類を調査し、関係職員の説明を受けながら監査を実施した。

4 監査の実施場所及び期間

(1) 事務局による事前審査

令和5年9月21日から令和6年2月14日までの間、関係部署から提出された資料及び必要に応じ担当部署に求めた追加資料（関係帳票や証拠書類等）を監査室において監査事務局職員が事前審査した。また、資料等で確認できなかった内容については、関係部署職員の説明を聴取した。

なお、各部署別の実施期間は次のとおり。

- ① 総務部 : 令和5年 9月21日 ~ 令和5年 10月31日
- ② 市民生活部 : 令和5年 10月 5日 ~ 令和5年 11月17日
- ③ 経営企画部 : 令和5年 11月 9日 ~ 令和5年 12月26日
- ④ 市民共働部 : 令和5年 11月24日 ~ 令和6年 1月23日
- ⑤ 農業委員会、経済産業部 : 令和5年 12月15日 ~ 令和6年 2月14日

(2) 監査委員監査

令和5年10月31日、11月17日、12月26日、令和6年1月23日、2月14日、監査室において事前審査の結果を基に所管事務・事業に関する関係部署職員の説明を受けながら監査委員が監査を行った。

5 監査の範囲

令和4年度に執行された事務事業。ただし、必要と認めるときは、これ以外の期間についても監査の範囲とした。

6 監査の結果

対象の事務・事業は、上記のとおり監査した限りにおいて、関係法令に適合し適正に執行され、最小の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているものと概ね認められたが、一部に次のとおり留意を要する事項が見受けられたので、早急に改善措置を講じられたい。

なお、措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、当該措置の内容を通知すること。

【指摘事項】

(1) 年度を越える契約の支払いについて【総務部 人事秘書課】

福岡空港の広告費について、年度内契約にもかかわらず掲載期間は翌年度に跨がっていることに加え、双方の合意により次年度へ継続する条項が仕様書に記載されている。本契約は債務負担行為が設定されていない契約であり、年度を超える債務を負担させる行為並びに支出すべき予算が定められていない場合において、翌年度以降も継続できるような契約は改めるべきである。地方自治法第232条の3及び同法第232条の4の規定に即し、契約担当部署との協議・確認を行い、適正な契約とするよう努められたい。

- (2) 業務委託契約について【市民生活部 収納課】、【経営企画部 財政調整課】、
【経営企画部 情報化推進課】、【経済産業部 商工振興課】

業務委託について、見積書や意見書等の確認を行ったところ、業務単価等が一律となっているケースが見受けられた。随意契約は特定の相手と担当者の裁量行為で契約を締結することとなるので、価格の妥当性と市の不利益とならないよう適切な予定価格を設定する必要がある。今後、随意契約においては業務単価について、職位や職種、業務内容等に則した単価設定を求めるように努められたい。

- (3) 備品の管理について【市民生活部 人権政策課】

確認が取れていない備品が存在することは問題である。今後においては、備品の状態確認が必要と考えるため、必ず最低年1回は備品台帳と現物の確認を行われるように努められたい。

- (4) 補助金について【経済産業部 農林水産課】

キャッシュレス決済導入促進事業補助金について、見積書の日付並びに交付決定日が契約書の日付よりも後の日付となっていた。今後においては、チェック漏れが無いような体制づくりを構築されるように努められたい。

※ 上記のほか、事務処理上留意すべき点で軽微なものについては、別途、関係部署に措置を促した。